
電気・ガスの契約トラブルにご注意！

ー若年層は訪問販売、それ以外の年代は電話勧誘販売の相談が見られますー

（国民生活センターHPより）

2016年4月1日より電力、2017年4月1日よりガスの小売全面自由化がなされてから、契約トラブルが発生しています。こうした中で、特に若年層の相談の占める割合が増加しています。契約当事者の年代別に販売購入形態をみると、若年層では訪問販売が8割近くを占めますが、それ以外の年代では訪問販売だけでなく、電話勧誘販売も一定の割合を占めており、年代による違いがみられます。

電気・ガス共に寄せられた相談件数を契約月別にみると年明けから春先にかけて増加する傾向がありますので、これから引っ越しなどで新生活を始める時期に向け、改めて消費者に対する注意喚起を行います。

その他、以下のような相談も寄せられています

●電話勧誘で「電気代が安くなる」と言われて契約したが、その後、調べたところ、評判が良くないので解約したい。

●「ガス代が安くなる」と言われて契約したが、ごくわずかな金額しか安くならないことがわかった。

【消費者へのアドバイス】

◆料金プラン等の説明を受けたうえで検討し、契約の意思がない場合は、はっきりと断りましょう。

◆切替契約後でもクーリング・オフ等ができる場合があります。

◆困った場合にはすぐに相談しましょう。

*消費者ホットライン「188（いやや!）」番

最寄りの市町村や都道府県の消費生活センター等をご案内する全国共通の3桁の電話番号です。

*経済産業省電力・ガス取引監視等委員会の相談窓口

電話番号：03-3501-5725

=====

大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684

ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail：oita-shouhi@pref.oita.lg.jp

☆メルマガバックナンバー（これまでの配信内容は、こちらからご覧ください）

<http://www.pref.oita.jp/site/syohi-senta/mailmaga.html>

☆ Facebook・Instagram で暮らしに役立つ最新情報を発信しています！

<https://www.facebook.com/oita.iness>



<https://www.instagram.com/ainesu13040>



～「ながら見守り」にご協力ください～

子ども達を犯罪被害から守るために、「気楽に」「気長に」「危険なく」自分のペースにあわせた見守り活動を始めてみませんか？

ウォーキングや犬の散歩、花の水やり、仕事などをし「ながら」、子どもを見守り、不審者を地域のコミュニティに入らせないようにしましょう。

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆ 市町村の消費生活相談窓口

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインは、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口をご案内します。お気軽にご相談下さい。

《 消費者ホットライン：188 》

☆ 大分県の消費生活相談窓口

※メールやファックスでは受付しておりません。

◇ 消費生活等相談（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30
- ・ 相談電話：097-534-0999

◇ 消費生活特別相談

- ・ 受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00
 - ・ 相談電話：097-534-0999
-

☆ メルマガ登録者を募集しています！

配信ご希望の方は、お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望と書いて、
下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。（配信停止も同様）

○申込先 → **iness.csm@pref.oita.jp** （メルマガ専用アドレス）



電気・ガスの契約トラブルにご注意！

—若年層は訪問販売、それ以外の年代は電話勧誘販売が見られます—

自宅にて勧誘



電話にて勧誘



- ◎料金プラン等の説明を受けたうえで検討し、契約の意思がない場合は、はっきりと断りましょう
- ◎切替契約後でもクーリング・オフ等ができる場合があります
- ◎不安に思った場合には、消費者ホットライン「**188**」へ！